

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第 1 条 この規程は健恒会（以下「法人」という）の評議員、監事、外部委員、理事及び第三者委員等（以下「役員等」という。）の評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会及び法人運営に係る会議・研修会（以下「会議等」という。）に出席に際しての報酬及び費用弁済に関する事項を定める事を目的とする。

### (報酬)

第 2 条 役員等が会議等の出席の報酬は、次のとおり支給する。

(1) 評議員、監事及び外部委員

(ア) 会議出席の都度、別表 1 の額を限度とする報酬を支給することができる。

(イ) 特別な事務遂行を依頼したときには、1 日当たり別表 1 の額を上限として支払うことができる。

(2) 理事（職員と兼務する理事）

(ア) 勤務実態に即して法人で定める就業規則及び賃金規程等に基づき支給することとし、理事の地位にあることのみによっては、支給しない。

(イ) 特別な事務遂行を依頼したときにおいても就業規則及び賃金規程等に基づき支給する。

(3) 上記 (2) 以外の理事

(ア) 会議出席の都度、別表 1 の額を限度とする報酬を支給することができる。

(イ) 特別な事務遂行を依頼したときには、1 日当たり別表 1 の額を上限として支払うことができる。

(4) 第三者委員

(ア) 会議出席の都度、別表 1 の額を限度とする報酬を支給することができる。

(イ) 特別な事務遂行を依頼したときには、1 日当たり別表 1 の額を上限として支払うことができる。

### (費用)

第 3 条 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

2 役員等から、その職務の執行に当たって要する費用の請求があったときには、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについ

ては前もって支払うものとする。

(費用弁済)

第 4 条 役員等が評議員会、理事会又はその他の会議等に出席した時は、その費用を弁償する。但し、理事（職員と兼務する理事）及び法人の事務に従事する職員には支給しない。

2 費用弁済額は実費とする。

3 会議等が、当法人外で開催された場合は別途支給し、旅費に関しては別に定める出張旅費規程の定めによる。

4 費用弁済額は、会議等の終了後に報酬と合算し支給する。

(補則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附則 この規程は平成 17 年 10 月 5 日から施行する。

附則 この規程は平成 20 年 3 月 27 日から施行する。

附則 この規程は平成 23 年 2 月 19 日から施行する。

附則 この規程は平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

別表 1

報酬及び費用

1、評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会及び法人運営に係る会議

役職	在住地域	報酬	費用	計
評議員	県内	4,000円	1,000円	5,000円
	県外	4,000円	2,000円	6,000円
監事	県内	4,000円	1,000円	5,000円
	県外	4,000円	2,000円	6,000円
外部委員	県内	4,000円	1,000円	5,000円
	県外	4,000円	2,000円	6,000円
理事（職員と兼務する理事）	県内	——	——	——
	県外	——	——	——
上記以外の理事	県内	4,000円	1,000円	5,000円
	県外	4,000円	2,000円	6,000円
第三者委員	県内	1,000円	500円	1,500円
	県外	1,000円	1,000円	2,000円

- 2、会議等が、当法人外で開催された場合は、研修負担金（参加費）を除き、上記1の表に基づき支給する。  
 但し、費用（旅費・食事代等）に関しては別に定める出張旅費規程の定めによる。